

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

1. 特に業況の厳しい事業主 への特例

前年又は前々年比較で売上等 30%
減

対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上(新設)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

() コロナ禍で特に影響を受けている事業主(前年又は前々年比較で売上等 30%減)に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

設備投資の範囲の拡充

現行では自動車(特種用途自動車を除く)やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。

- 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器(新規導入)



2. 全事業主を対象とする特例

45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間、45円コースを増設。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、年度内の複数回申請を可能とする。

業務改善助成金の特例について

(特例事業者の範囲・要件)

賃金要件：事業場内最低賃金が900円未満

添付書類は不要（申請書で確認）

生産量要件：新型コロナウイルスの影響により、生産量、売上高等、事業活動を示す指標の最近3か月間の平均値が、前年又は前々年同期に比べ、30%以上減少していること
事業活動の状況に関する申出書の提出により確認

【上限額の特例】

10人以上引き上げた場合、助成上限額が上乘せされます。

賃金を引き上げる労働者は10人以上ですか？

はい

いいえ

(賃金要件の確認)

事業場内で最も低い賃金(時間給)は900円未満ですか？

900円
未満

900円
以上

申出書の提出

はい

いいえ

上限額の
特例を適用

生産量要件
に該当しますか？

特例の
適用なし

【設備投資の特例】

パソコン、スマホ、タブレット、貨物自動車なども助成対象として認められます。(生産量要件を満たした場合のみ)

助成対象はパソコン(スマホ、タブレット及び周辺機器を含む)又は定員11人以上の乗用自動車、貨物自動車等の購入費用ですか？

はい

いいえ

申請するコースは？

30円～90
円コース

20円
コース

申出書の提出

生産量要件を満たせば
経費の特例対象

経費の特例
対象外

特例の適用なし

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10(2) 【事業場内最低賃金900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5(2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(1)	600万円		

(1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

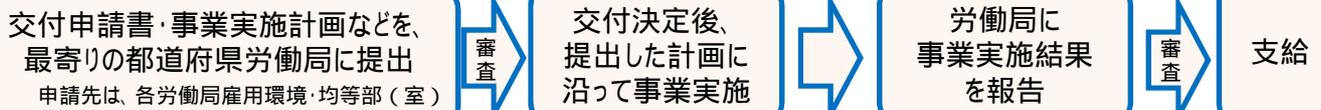
その他の変更点

PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
 特例のうち、生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限り、同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

助成金支給までの流れ



働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や
 運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

[担当部署] 各都道府県日本政策金融公庫



～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

企業概要 【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
 【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
 清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい

導入前 **導入後**

役員

さらなる工夫
 受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要 【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
 【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
 注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい

導入前 **導入後**

代表者

さらなる工夫
 揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
(はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限る)

45 円コースを新設

年度内に 2 回目の
申請が可能

上限加算の対象人数
を10人まで拡大

対象者（事業場）

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
事業場規模100人以下

支給要件

賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
引き上げ後の賃金額を支払うこと

生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと

解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること

ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場

イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月
平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 450 万円（上記 のア又はイに該当する場合 最大 600 万円）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（**機械設備、コンサルティング導入**や**人材育成・教育訓練**など）

PC、スマホ、タブレットの他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象

（ のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る ）

各コース助成上限額

- ・45円コースを新設
- ・10人以上の上限区分を新設

引き上げる労働者数

	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース（20円以上引き上げ）	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース（30円以上引き上げ）	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース（45円以上引き上げ）	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース（60円以上引き上げ）	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース（90円以上引き上げ）	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

活用事例

助成対象の例

設備投資

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮

リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



手続きの流れ



申請期限

令和4年1月31日

i 【申請窓口】 事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています